

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
年 度	・	・		

別表六(十三)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称	1					
措法第42条の10第1項各号の該当号	2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
特 定 事 業 の 内 容	3					
資 産 区 分	種 類	4				
	構造、設備の種類又は区分	5				
	細 目	6				
	取 得 年 月 日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	特定事業の用に供した年月日	8	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10				
	差引改定取得価額(9)-(10)	11				

法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算

当 期 分	取得価額の合計額(11の合計)	12	円	前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額(16)-(17)	20	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13			繰越税額控除限度超過額(26の計)	21	
	税額控除限度額 $(12) - (13) \times \frac{15}{100} + (13) \times \frac{8}{100}$	14			同上のうち当期繰越税額控除可能額(20)と(21)のうち少ない金額	22	
	調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	15			調整前法人税額超過構成額(別表六(二十三)「7の⑩」)	23	
	当期税額基準額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16			当期繰越税額控除額(22)-(23)	24	
	当期税額控除可能額(14)と(16)のうち少ない金額	17			法人税額の特別控除額(19)又は(19)+(24)	25	
	調整前法人税額超過構成額(別表六(二十三)「7の⑫」)	18					
	当期税額控除額(17)-(18)	19					

繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 内 訳

事業年度又は連結事業年度	前 期 繰 越 額	当 期 控 除 可 能 額
	26	27
平 . .	円	円
平 . .		
平 . .		
計		(22)

機 械 設 備 等 の 概 要

--

別表六（十三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成28年改正前の措置法第42条の10第2項若しくは第3項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額10」には、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 3 「前期繰越分」及び「繰越税額控除限度超過額の内訳」の各欄は、当期が平成28年4月1日前に開始した事業年度である場合にのみ記載します。
- 4 「法人税額の特別控除額 (19)又は(19)+(24) 25」は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「又は(19)+(24)」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「(19)又は」を消します。
- 5 「機械設備等の概要」には、その機械設備等が、特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。